

## 鳥取県中部地震に係る 災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

A I G 富士生命保険株式会社

このたびの鳥取県中部地震に係る被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますことを、お祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被害を受けられたお客さまからお申し出をいただいた場合、特別のお取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期限の延長  
お申し出により、保険料の払込の猶予期限を最長6ヶ月間延長します。
2. 保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い  
お申し出により、必要書類を一部省略あるいは簡素な取扱いなどにより迅速なお支払いに努めます。

### ■災害救助法の適用状況

法適用日	適用地域	
2016年10月21日 【第1報】	鳥取県	倉吉市（くらよしし） 東伯郡湯梨浜町（とうはくぐんゆりはまちょう） 東伯郡北栄町（とうはくぐんほくえいちょう）
【第2報】		東伯郡三朝町（とうはくぐんみささちょう）

以上

お問合せは、A I G 富士生命 総合サービスセンターにて承っております。

**総合サービスセンター**  
**0120-211-901 (通話料無料)**  
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
※受付時間 平日9:00～17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)